

令和 5 年度 子育て支援関連の 組織・窓口体制について

▷平成28年の児童福祉法等の改正以降、市町村において、児童福祉分野における①子ども家庭総合支援拠点 母子保健分野における②子育て世代包括支援センター の整備を進めてきた。

①子ども家庭総合支援拠点

- ・子ども家庭支援全般に係る業務 ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 要支援児童及び要保護児童等への支援業務 ・ その他の必要な支援

②子育て世代包括支援センター

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
- ・ 妊産婦等の支援に必要な実情の把握 ・ 必要な情報提供・助言・保健指導
- ・ 関係機関との調整 ・ 必要に応じて支援プランを作成

▷本市においては、

①子ども・家庭総合支援室（子育て支援課）R3年度

②子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」（健康課）H29年度にて、妊産婦や子育て世帯等に対する支援体制を構築してきた。

▷一方で、全国的には、双方の機関で情報が十分に共有されず、支援が届かない事例があったことが指摘されていた。国は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、児童福祉法と母子保健法を改正し、**双方の設立の意義やこれまで果たしてきた機能・役割を維持しながら、組織を一体化した相談支援機関である**

こども家庭センターの設置を市町村の努力義務とした。

（施行日：令和6年4月1日）

▷子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センター双方の機関がそれぞれの機能において、関係機関との更なる連携、役割に応じた協力体制の強化などが必要となってきた。

▷上記の課題に対する今後の方向性と主な施策について、総合計画後期計画に**こども家庭センターの設置**を記載。

令和5年度より健康福祉部にこども家庭センターを設置する

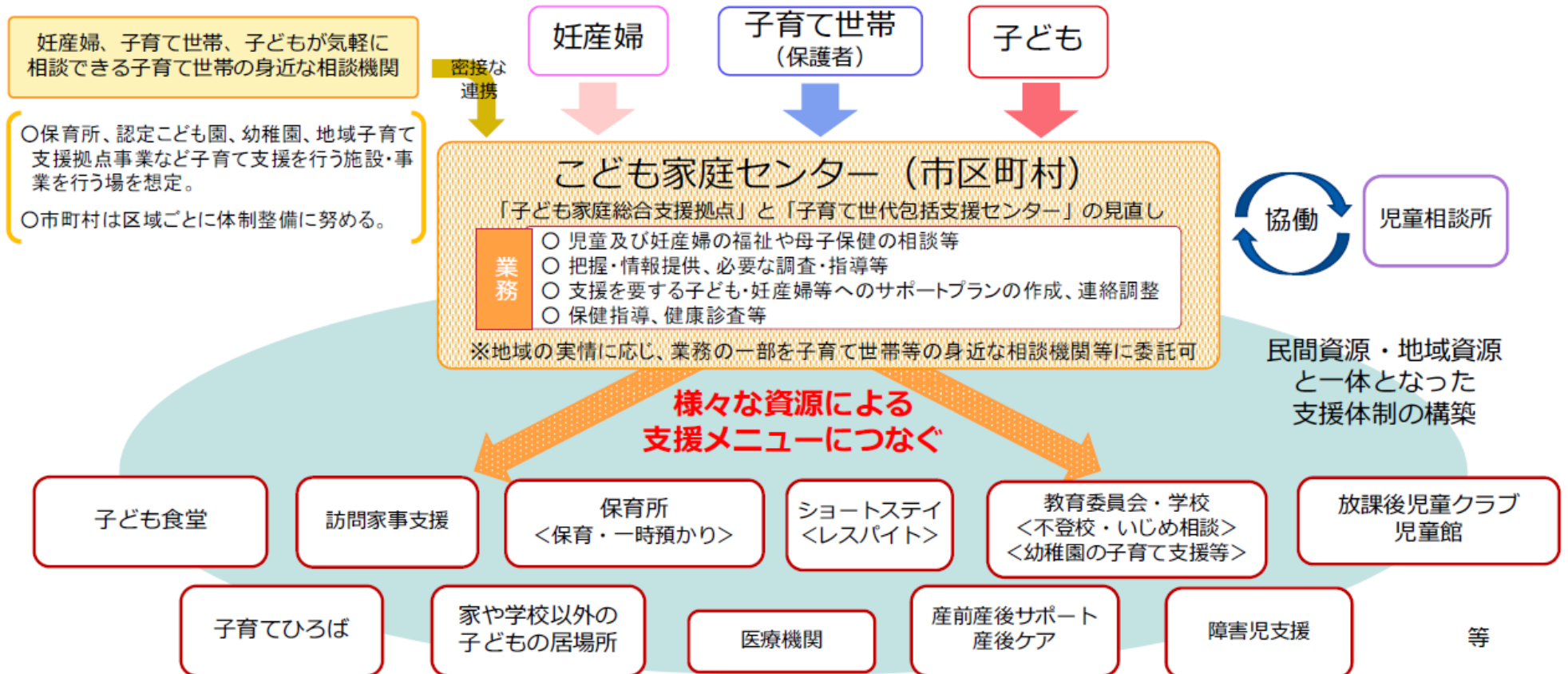
こども家庭センターとは

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

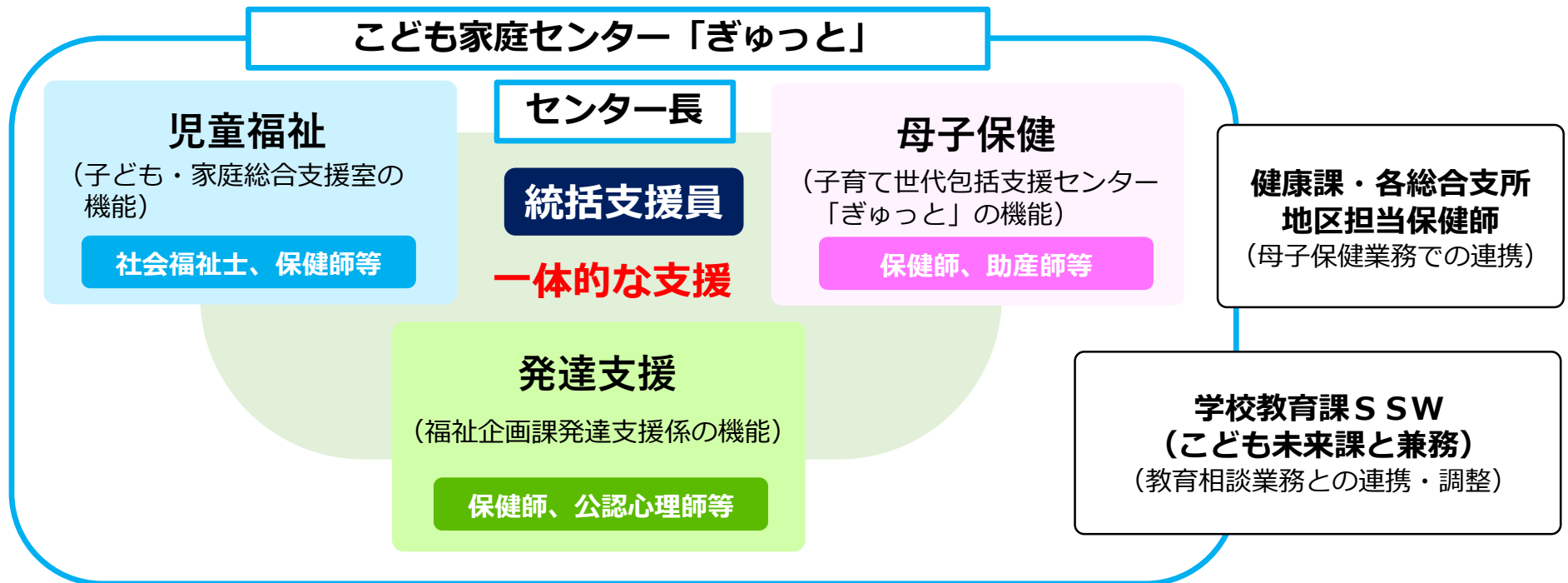
※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



- ▷子育て支援課**子育て支援係及び子ども・家庭総合支援室の業務をこども未来課に移管**する。
- ▷健康課に設置している**子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」の業務をこども未来課（本庁舎）に移管**する。
- ▷福祉企画課**発達支援係の業務をこども未来課に移管**する。
- ▷このことにより、児童福祉・母子保健・発達支援の相談等に対し同じ場所に対応することが可能になるとともに、**一体的な支援を実施することが可能**となる（詳細は次ページ）。
- ▷また、転入手続きに合わせて、妊婦への妊婦健康診査受診票の発行や乳幼児への予防接種手帳交付、健康相談等の対応が本庁舎で可能となる。
- ▷母子保健に関する一般的な相談、母乳ミルク相談（9か月、3か月健診時）などは、健康センターにおいても実施する。

こども家庭センター「ぎゅっと」における一体的支援体制①

- 本市のこども家庭センター「ぎゅっと」には、**主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する社会福祉士、保健師等**と、**主に母子保健の相談等を担当する保健師、助産師等**と、**主に発達支援の相談等を担当する保健師、公認心理師等**が配置され、学校教育課の兼務職員（スクールソーシャルワーカー（社会福祉士））も含めそれぞれの専門性に応じた業務を実施する。
- その上で、**新たに配置する統括支援員**（母子保健と児童福祉双方について十分な知識をもつ者）が中心となり、**適切に連携・協力**しながら、妊産婦やこどもに対する**一体的支援を実施**する。



リスク 低

こども家庭センター「ぎゅっと」

同一の機能が3つの機能を担い一体的に支援を実施

子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」の機能

- ・母子健康手帳、父親手帳交付
- ・妊娠・出産・子育てに関する各種相談・情報提供
- ・支援プランの策定 ・土曜日ぎゅっと対応
- ・産科医療機関との連絡調整
- ・産前産後サポート事業 ・産後ケア事業
- ・妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の実施

- ・母子保健、児童福祉、発達支援を統合した包括的支援体制の構築
- ・相談窓口の一元化による相談支援対応の迅速化

子ども・家庭総合支援室の機能

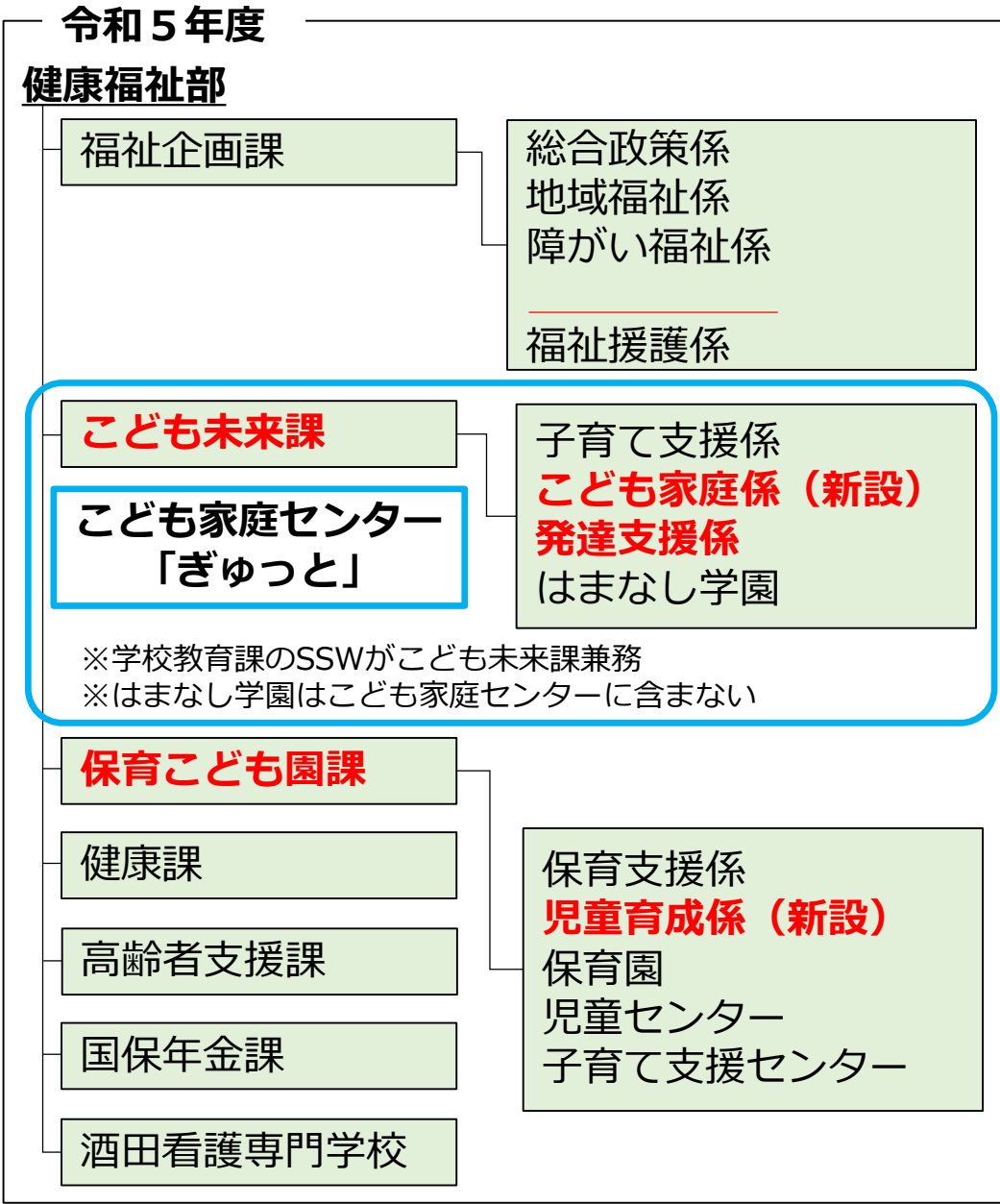
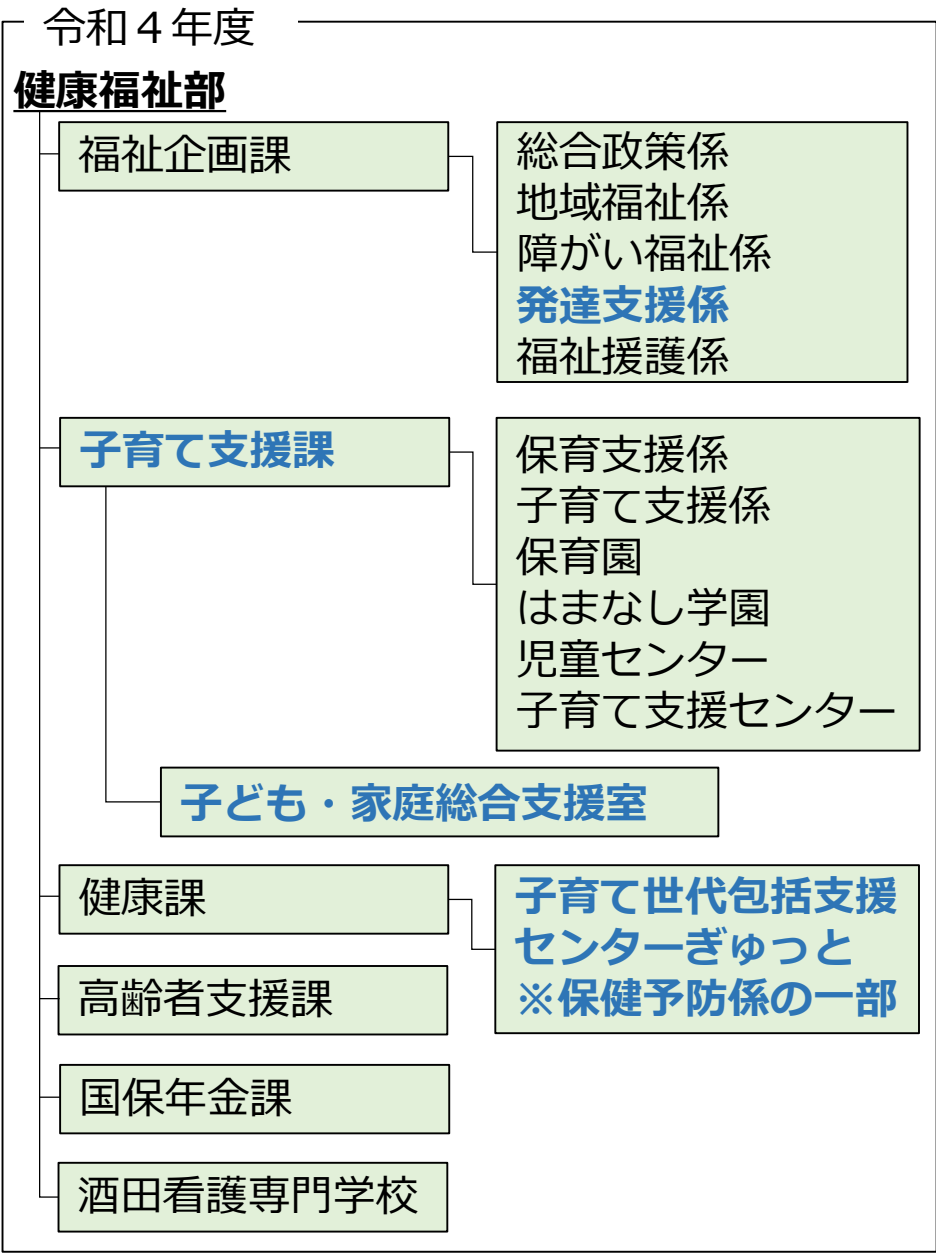
- ・子ども・家庭に関する総合相談
- ・児童虐待対応（通告～継続支援）
- ・要支援児童、要保護児童及び特定妊婦への支援業務
- ・ひとり親家庭・DV・ヤングケアラーの相談支援
- ・児童福祉全般に係るケースワーク
- ・要保護児童対策地域協議会の運営
- ・一時保護又は措置解除後の継続支援
- ・関係機関との連絡調整
- ・児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進

発達支援系の機能

- ・発達障がい児等の相談支援（早期の気づきと支援等）
- ・家庭、保育、教育、医療、療育、保健、福祉等の関係機関との連携による切れ目のない発達支援の継続

リスク 高

こども家庭センター「ぎゅっと」の設置にかかる令和5年度健康福祉部機構図（案）



こども家庭センター「ぎゅっと」の場所

本庁舎 1階



本庁舎南玄関 (表示イメージ)



本庁舎南玄関駐車場 (表示イメージ)



利用者の利便性の向上を図るため、本庁舎案内表示板や南玄関へ「こども家庭センター」、本庁舎南玄関付近駐車場へ「マタニティマークやベビーカーマーク（妊産婦等への配慮）」の表示を行う。

こども未来課・保育こども園課の主な業務（案）

課名	係・施設名	所管する主な業務
こども未来課	子育て支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関する事業計画の策定及び推進に関すること。 ・子ども・子育て会議に関すること。 ・児童手当に関すること。 ・児童扶養手当に関すること。 ・子育て支援医療、ひとり親家庭等医療、未熟児養育に関すること。
	こども家庭係	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターに関すること。 ・家庭児童相談に関すること。 ・要支援児童及び要保護児童に関すること。 ・児童福祉法に基づく措置に関すること。 ・母子保健の相談に関すること。 ・妊娠届出の受付及び母子健康手帳の交付に関すること。
	発達支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児の支援に関すること。 ・障がい児福祉に関すること。 ・特別児童扶養手当に関すること。 ・児童発達支援センターの管理に関すること。
	はまなし学園	

課名	係・施設名	所管する主な業務
保育こども園課	保育支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、認定こども園、認可外保育施設に関すること。 ・保育所の入所申込、利用調整に関すること。 ・保育所等の利用者負担等に関すること。
	児童育成係	<ul style="list-style-type: none"> ・市立保育園の管理運営に関すること。 ・放課後児童クラブに関すること。 ・子育て支援拠点（児童センター、子育て支援センター等）に関すること。 ・所管する社会福祉法人の監査及び指導に関すること。 ・ファミリーサポートセンターに関すること。
	保育園	
	児童センター	
	子育て支援センター	